

制定 平成 23 年 3 月 27 日

大日本大和柳生会 会費納入規則

会費を月額 5,000 円と規定し、毎月末までに翌月分を各支部会計担当者を通じて納入するものとする。

「休会届」を提出し、認められている期間を除き、稽古の参加の有無に関わらず必ず納入するものとする。

納入後に会員資格のはく奪等が生じても、会費の返還を行わない。

その他、合宿・演武会・試斬会等参加の時は、その都度、必要費用を納入するものとする。

また、スポーツ安全保険への加入を義務とし、別途同保険への年間掛金を支払うものとする。